

2012くらしのサポーター通信

寄せられた相談

徳島県消費者情報センターでは、毎月、消費生活相談の受付状況をホームページで公表しています。平成23年度の消費生活相談の受付状況の取りまとめができましたので、その概要について説明します。

● 相談件数

平成23年度に徳島県消費者情報センターに寄せられた相談件数は、3,030件で、前年度の3,338件に比べると、308件減少しています。この減少傾向は、平成17年度から続いています。

● 相談内容

相談内容を商品・役務別で見ますと、

1位	デジタルコンテンツ※1	536件 (545件)
2位	融資サービス※2	176件 (330件)
3位	レンタル・リース・貸借※3	117件 (159件)

()内は前年度の件数

となっています。1位から3位までの順位については、昨年度と同じですが、2位の「融資サービス」の相談件数が、大きく減少しています。

※1 「デジタルコンテンツ」は、インターネットを通じて得られる情報サービスに関わるトラブルです。携帯電話の普及等により、男性のみならず女性からも、アダルト情報サイト、出会い系サイトに関連する高額な料金請求などの相談が寄せられています。

※2 「融資サービス」は、消費者ローンや住宅ローンなど融資に関する相談で、「借金の整理をしたいので相談先を知りたい。」という多重債務の整理に関する相談や「融資を申し込んだところ、保証金を請求された。」という融資保証金詐欺などの相談があります。

※3 「レンタル・リース・貸借」は、商品や不動産を賃貸借する場合（不動産の場合は、使用貸借も含む。）の相談です。アパートの退去時の原状回復義務などの相談がよく見られます。

● 年代別

「デジタルコンテンツ」は、70歳以上の年代を除き、すべての年代で1位になっています。また、70歳以上の年代では、「預金・証券等」が

ハイライト:

□今月のテーマ

寄せられた相談

知っていますか?!

□交流コーナー

くらしのコラム



1位になっています。この「預金・証券等」には、未公開株や社債※4などに関する相談があります。

※4 「A社の社債を購入したいが、特定の人しか購入できない。名義を貸してくれたら、謝礼をする。」とB社から電話があり申し込んだ。費用を負担することはないと聞いていたのに「一旦、代金を立て替えて支払って欲しい。後からより高い金額で社債を買い取る。」とB社に言われ、500万円をA社に送金した。数日後、どちらの業者とも連絡が取れなくなった。

複数の業者や人物が、共謀して社債などを購入させる”劇場型”の被害が増えています。(平成24年5月22日配信のメルマガから引用)

● その他

訪問販売で、ソーラーシステム及びメガネの相談件数が平成22年度と比較して増えています。

◇ 詳細については、徳島県消費者情報センターホームページをご覧ください。
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/soudan/>

知っていますか？！

● 建設工事紛争審査会

家を新築したが、雨漏りがする。建築業者に修理を依頼したが、修理にに応じてくれない。契約した仕様と異なる家が完成した。工事の途中で解約を申し入れたが、精算金などでトラブルになっている。こうしたトラブルを解決するためには、建設工事に関する技術などの専門的知識が必要になることがあります。

建設工事紛争審査会は、こうしたトラブルを解決するために建設業法に基づき設置された公的機関です。国土交通省に中央審査会、都道府県に都道府県審査会が設置されています。

それぞれの管轄については、建設業者の許可の種類（県知事の許可、国土交通省の許可）により決まっていますが、当事者双方の合意があれば、中央審査会、都道府県審査会いずれの審査会へも申請することができます。

手続としては、「あっせん」、「調停」、「仲裁」の3種類があり、当事者は、事件の内容、解決の難しさ、緊急性などにより、いずれの手続によるかを選択し、担当委員（弁護士、建築士等）が、双方の主張を聞き、提出された証拠等を基に紛争の解決を図ることになります。

申請手数料は、「あっせん」、「調停」、「仲裁」ごとに異なり、いずれも解決を求める事項の金額に応じて定められています。

◇ 詳しくは、次の連絡先まで

- 中央審査会 国土交通省土地建設産業局建設業課紛争調整官室
電話03-5253-8111（内24764）
国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000172.html
- 徳島県建設工事紛争審査会 徳島県建設管理課建設業振興指導室
電話088-621-2523

● N I T E（ ナイト ）

消費者から直接情報などを収集している組織でないので、ご存知でないかも知れません。正式名称は、独立行政法人製品評価技術基盤機構といい、①最近問題になっている電気機器などの製品安全分野、②化学物質の総合管理分野、③計量器などの認証を行う機関の認定分野、④微生物などの生物遺伝資源の保存と解析・活用分野の4分野の活動を行っています。

これらの活動の中で、消費者にとって身近な活動分野である製品安全分野について紹介したいと思います。（N I T E 四国支所の提供資料から）

○ 集めています

暮らしの中で使用される製品によって起こった事故の情報を全国の消費生活センターなど（消防・警察・事業者など幅広く情報収集）から、事故情報を収集しています。

○ 調べています。

事故情報を収集し、事故内容について調査・分析し、必要な場合にはテスト等（再現実験等）を実施して原因究明を行っています。また、経済産業省からの指示により調査を行う場合もあります。

○ 公表しています。

調査結果を公表し、製品事故の未然・再発防止に役立てています。ナイトのホームページでは、製品事故の注意喚起の情報、再現実験映像（動画）などを見ることができます。

また、マスコミなどを通じて注意喚起も行っています。最近では、乾燥機及び除湿機の事故件数が、6月から増加する傾向にあり、これから梅雨時を迎え、使用機会が増えるにつれ、事故が増加する可能性があることから、注意喚起を行っています。

◇ 詳しくは、N I T E（ ナイト ）のホームページをご覧ください。

5月19日に2012消費者まつりを開催しましたところ、約350名の参加があり、盛況に開催することができました。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

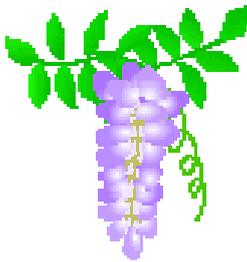
- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp
ホームページ
<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>



交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。



くらしのコラム

てんがく

点額でも幸せはある ～こいのぼり～

五月晴れの空をこいのぼりが泳ぐのは、田舎とか大きな庭のある限られた家である。今や溪谷に架けられたロープに万国旗のようにはためいているこいのぼりを見るが多くなった。

鯉は急流を昇り登龍門を通れば逞しく強い龍になる。両親や祖父母は、天高くこいのぼりを上げて、子どもに期待したのだ。古い世代は、お世継ぎの男児存在の誇示でもあった。

高校入試、大学入試、入社試験、昇任試験などなど、多く人は少しずつ落ちこぼれ、きつい言い方だが、点額で傷つく。龍になれる人が稀で、鯉は龍にならなくても幸せはあるのだ。

一息入れると、溪谷に泳ぐこいのぼりが目刺に見える。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より

4月に大谷から引継ぎを受け、くらしのサポーターの担当になった島川です。消費者行政は初めてですが、サポーターの皆様のお役に立てるようがんばっていきたく思いますのでよろしくお願い致します。

くらしのサポーターの活動報告書を見ていると、「くらしのサポーター活動手帳の表紙に年度を記載してほしい。」という意見がありました。次年度の活動手帳から、年度を記載するようにしたいと思えます。貴重な意見ありがとうございました。